

Ver1 (R3.3.29)

資料5-2

# 高台まちづくり推進方策リスト

令和3年3月

高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ

# 高台まちづくり推進方策リスト

項目(ビジョン)	支援制度	支援内容	担当部局	頁	
5.1.2 2) ①b) 土地区画整理事業や 河川事業等での種地 の確保方策	緊急防災空地整備事業(都市 再生区画整理事業*)	土地区画整理事業における種地の確保の支援	都市局 市街地整備課	1	
	川裏用地活用検討	川裏用地を種地としての活用検討(検討中)	水局 治水課	-	
	遊休地活用検討	遊休地を種地としての活用検討(検討中)	東京都 市街地整備部	-	
5.1.2 2) ①d) より効率的な事業制 度や整備手法の検討 (土地区画整理事業 と高規格堤防事業の 一体的実施等の連携 方策)	費用負担検討	高規格堤防と区画整理の費用負担のあり方検討(検討中)	水局 治水課	-	
	土地区画整理事業(道路事業 *)	土地区画整理事業における支援	都市局 市街地整備課	2	
	都市再生区画整理事業*	土地区画整理事業における支援 防災指針(立地適正化計画)に基づいて土地の嵩上げ等の浸水 対策を行う事業や、高規格堤防の整備と連携した事業に対して 重点支援	都市局 市街地整備課	3	
5.1.2 2) ③ 公園の高台化の推進	都市公園・緑地等事業*	地方公共団体における避難地、防災拠点等となる防災公園の 整備を支援	都市局 公園緑地・景観課	4	
	都市公園防災事業	地方公共団体の要請に基づき、都市再生機構が避難地となる 防災公園と周辺市街地の整備・改善を一体的に実施する事業 について、防災公園部分の整備を支援	都市局 公園緑地・景観課	5	
5.1.2 3) 避難スペースを確保 した建築物等の整 備・確保	都市開発諸制度	有効な避難スペースの整備・確保による容積率緩和	東京都 都市づくり政策部	6	
	都市構造再編集中支援事業	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定 期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設 の誘導・整備、防災力強化の取組(避難所の改修等)等に対し 支援 立地適正化計画に基づく道路整備や都市開発事業等と一体的 に実施され、災害時に防災拠点や一時滞在施設等に電気を供給 する分散型エネルギーシステムの整備を支援	都市局 市街地整備課	7	
	都市防災総合推進事業*	地区レベルの防災性向上のため、指定緊急避難場所に位置付 けられた避難施設や避難地となる公共施設等の整備に対する 支援	都市局 都市安全課	8	
	市街地再開発事業*	他事業と連携し、浸水時に避難経路としても活用できる立体的 遊歩道、一時避難施設、電気施設等の整備に対する支援	都市局/ 住宅局	市街地整備課/ 市街地建築課	9
	都市安全確保拠点整備事業*	災害時に居住者・滞在者等の安全を確保するために必要な施設 (医療施設や社会福祉施設、地域交流センター、連絡デッキ 等)の整備を支援	都市局	市街地整備課	10
	地域防災拠点建築物整備緊急 促進事業	避難者の受入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、 電気設備(設置場所の嵩上げ含む)、止水板等の整備に対する 支援	住宅局	市街地建築課	11
5.1.2 4) 建築物から浸水区域 外への移動を可能と する通路の整備	都市防災総合推進事業*	建築物と堤防間や、建築物同士をつなぐ避難路となる公共施設 等の整備等に対する支援	都市局	都市安全課	8
	市街地再開発事業*	他事業とも連携し、浸水時に避難経路としても活用できる立体的 遊歩道等の整備に対する支援	都市局	市街地整備課	9
	総合水系環境整備事業(直轄)	「かわまちづくり計画」に基づき、建築物等と堤防をつなぐ通路を 河川管理者が設置	水局	河川環境課	12
	道路事業*	道路事業・街路事業における支援	道路局/ 都市局	環境安全・防災課/街 路交通施設課	13
	都府県境道路整備補助制度	都府県境を跨ぐ構造物の整備を伴う道路の整備について計画 的かつ集中的に支援	道路局/ 都市局	環境安全・防災課/街 路交通施設課	14

5.1.2 5) 民間活力を活用した 建築物、高台の整備	都市構造再編集中支援事業 (施設整備支援)	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して支援(ビロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策を行う施設を整備する場合、交付対象事業費の上限額を引き上げ。)	都市局 市街地整備課	7
	市街地再開発事業*	高台化に資する建築物等整備の手段として市街地再開発事業を活用	都市局/ 住宅局 市街地整備課/ 市街地建築課	9
	都市安全確保拠点整備事業*	災害時に居住者・滞在者等の安全を確保するために必要な施設(医療施設や社会福祉施設、地域交流センター、連絡デッキ等)の整備を支援	都市局 市街地整備課	10
	地域防災拠点建築物整備緊急 促進事業	避難者の受入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備(設置場所の高上げ含む)、止水板等の整備に対する支援	住宅局 市街地建築課	11
	荒川下流、江戸川河川事務所 による建設発生土の情報提供	荒川下流、江戸川河川事務所管内で発生する建設発生土について、高台整備時に有効活用を促進のための情報提供	関東地整 荒川下流河川事務所 江戸川河川事務所	-
	建設発生土情報交換システム	官民一体マッチングにより、建設発生土の有効活用を促進 高台整備時に、土砂の有効活用を促進	JACIC	-
	UCR	官民一体マッチングにより、建設発生土の有効活用を促進 高台整備時に、土砂の有効活用を促進	UCR	-
5.1.2 7) ② 従前住居者等の生活 支援策の充実	税制	固定資産税(家屋)の軽減措置	水局 治水課	15
	生活再建支援	移転資金の貸し付けや、都営住宅のあっせん	東京都 市街地整備部	16

\* : 社会資本整備総合交付金

# 緊急防災空地整備事業の概要

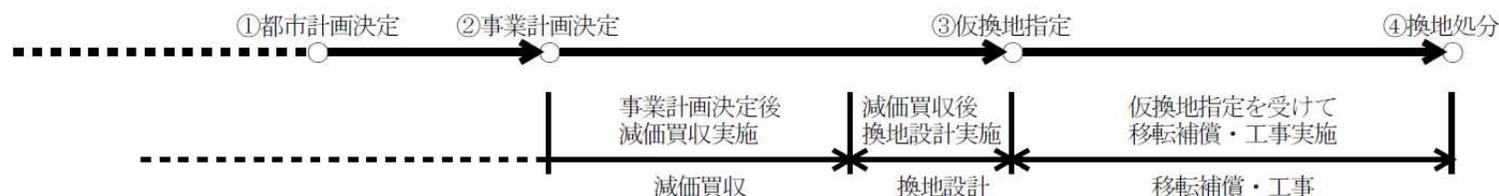
## 緊急防災空地整備事業\*による減価買収期間短縮効果

\*：社会資本整備総合交付金の都市再生区画整理事業

事業計画決定前に、緊急防災空地整備事業により防災空地を整備することで、土地区画整理事業の従前公共用地とすることができ、事業計画決定後の減価買収期間を大幅に短縮。

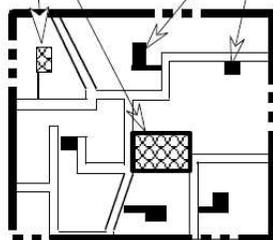
これにより、事業計画決定後速やかに換地設計など事業の次の段階に入ることができる。

### i) 通常の事業プロセス



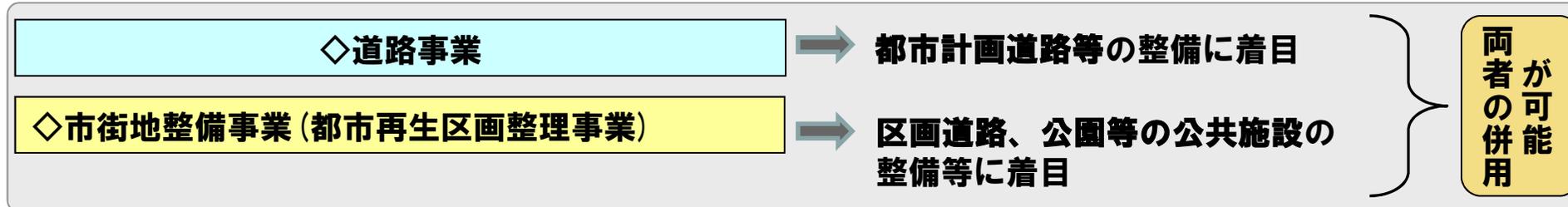
### 減価買収期間の短縮

### ii) 緊急防災空地整備事業を導入した事業プロセス

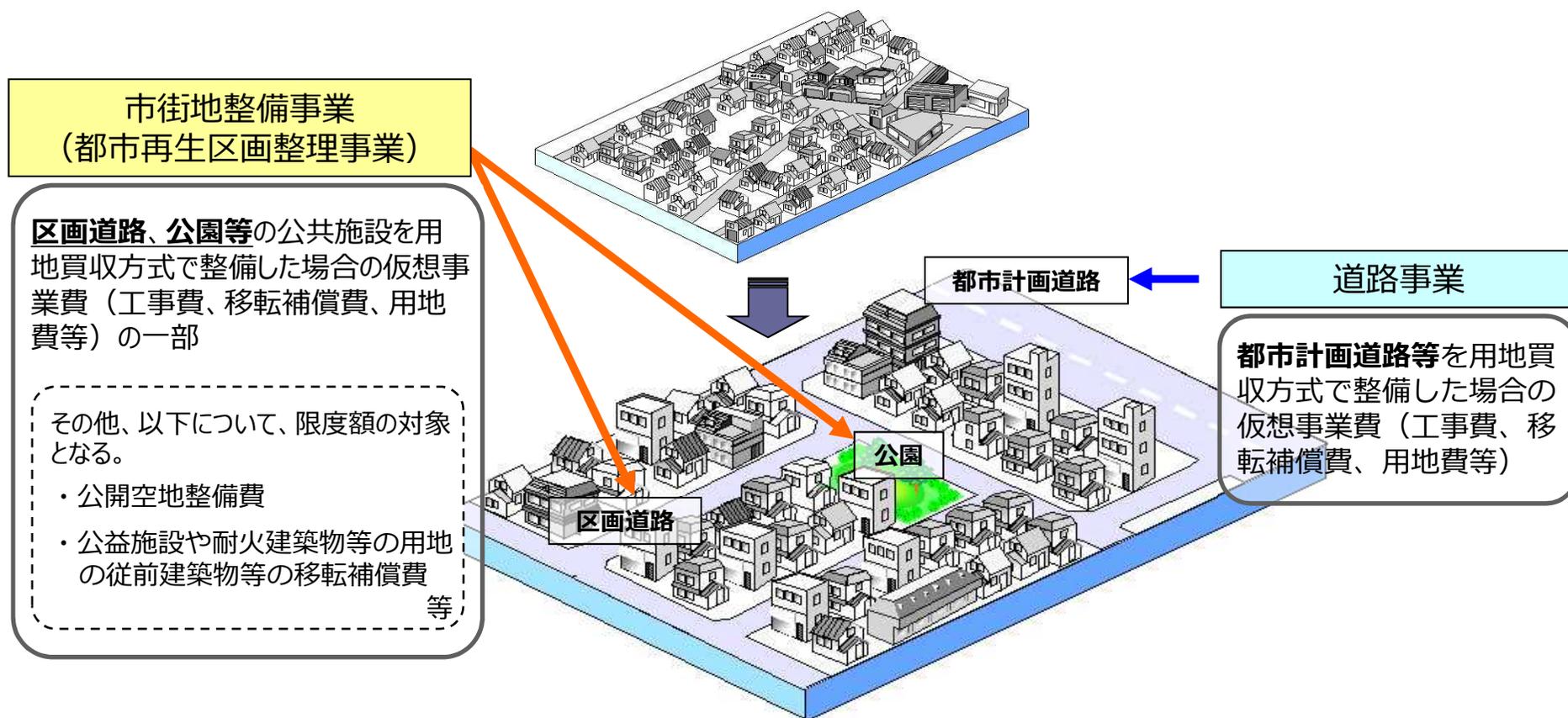


- ・減価買収予定地の一部を先行的に防災空地として整備
- ・従前公共用地として活用することで、減価買収期間を短縮 → 土地区画整理事業の促進

# 土地区画整理事業への支援（社会資本整備総合交付金）



＜社会資本整備総合交付金＞道路事業と市街地整備事業（都市再生区画整理事業）の併用地区のイメージ



# 都市再生区画整理事業（R3拡充概要）

○ 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地における防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

## 拡充①

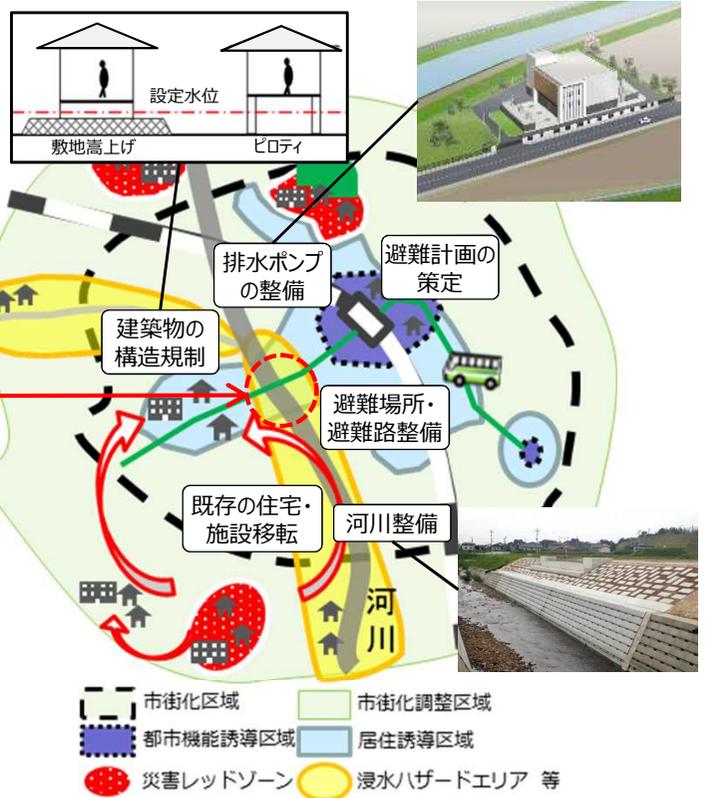
激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地における防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

**拡充の概要**

防災指針に基づく総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、

- 都市再生区画整理事業の重点地区の対象に追加し、国費率を1/2に嵩上げ
- 事業化促進のための事業実施前の公共施設充当用地の取得等への支援（緊急防災空地整備事業）を拡充

### 【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】



## 拡充の概要②

地区レベルの防災・減災対策を推進するために、地区計画に位置づけられた地区施設に対する支援を拡充する。

**拡充の概要**

土地区画整理事業において整備する、地区計画に位置づけられた雨水貯留施設等の浸水対策施設に対する支援を拡充

### 【支援対象施設のイメージ】



# 都市公園事業（社会資本整備総合交付金等の都市公園・緑地等事業）の概要

- 地方公共団体の都市公園整備を、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により支援（防災・安全交付金の対象は、防災に資する機能が地域防災計画等に位置付けられた都市公園の整備等）
- 交付対象は、用地取得（国費率：1／3）及び施設整備（国費率：1／2）

## <事業の目的イメージ>

### ゆとりと賑わいのあるまちづくり



南池袋公園：  
東京都豊島区



しんとみりフレッシュパーク：  
栃木県大田原市

まちなかの交流・滞在空間や健康づくり、憩いの場となる都市公園を整備し、ゆとりと賑わいのあるまちづくりを通じ、地域活性化に貢献

### 都市における自然再生



クヌギ-コナラ観察林



座間谷戸山公園：  
神奈川県座間市

地域の自然環境を活かした都市公園を整備し、生物の多様性を保全するとともに、環境学習ができる空間を確保

### 市街地の防災性の向上



大国公園：兵庫県神戸市



都市公園は、延焼防止や避難地、復旧・復興活動の拠点として機能



耐震性貯水槽



備蓄倉庫

耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設などを備えた防災公園の整備により、都市の防災性向上を推進

※ 都市公園の管理に関する経費は、地方交付税の基準財政需要額の算定対象措置

# (参考) 都市公園防災事業 (防災公園街区整備型) の概要

※「都市公園防災事業」は補助金名、「防災公園街区整備型」は出資金（都市・居住環境整備推進出資金）の種別名

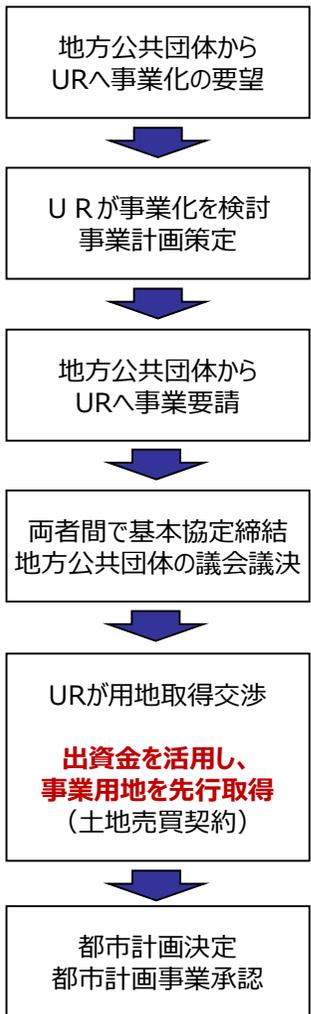
## ■ 防災公園街区整備型（出資金）の概要

URが一体的に整備する防災公園（投入率：100%）と市街地（投入率：50%）の先行用地取得に充てることができる出資金

## ■ 都市公園防災事業（補助金）の概要

地方公共団体からの要請に基づき、URが整備する防災公園の整備を支援【補助率：用地費1/3、施設費1/2（防災公園部分のみ）】

## ■ 事業スキームと整備イメージ



### URが地方公共団体になり代わり、防災公園整備と市街地改善を一体的に実施

<都市公園防災事業>

【支援対象】 都市の防災機能の向上を目的として地方公共団体からの要請に基づき、都市再生機構が一体的に行う①かつ②の事業

- ① 地域防災計画その他の地方公共団体が策定する防災に関する計画において、避難地若しくは防災活動拠点として位置づけられている（位置づけられることが確実であるものを含む）おおむね1ha以上の防災公園の整備で、事業用地の相当部分を防災公園として整備するもの
- ② 公園整備と併せて行われるべき市街地の整備改善を図るための事業

【補助率】 用地費：1/3 施設費：1/2（防災公園部分のみ）



防災公園は地方公共団体に引渡し。市街地は民間事業者等へ譲渡

# 都市開発諸制度の活用による高台まちづくりの促進

## ■取組の概要

### 【目的】

民間開発の機会を捉えた高台まちづくりの取組を促進

### 【取組内容】

公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して容積率を緩和する都市開発諸制度において、東部低地帯における高台まちづくりに資する開発区域内外の取組<sup>※1</sup>についても公共的な貢献として評価し、容積率を緩和

(評価対象の例<sup>※2</sup>)

- ・水害時の一時避難施設の整備
- ・避難に資するデッキの整備
- ・高台公園の整備 など

### 【評価の対象とする地域】

江戸川、荒川、隅田川及び新河岸川に挟まれた地域

※1 具体的な内容は、区のマスタープラン等における市街地環境向上の観点からの位置付けを踏まえ、地元自治体との協議のもと個々の開発計画ごとに開発事業者から示される。

※2 評価対象の判断は地元自治体との協議に基づく。



公共的な貢献として評価の対象とする地域

# 都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の概要

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2(都市機能誘導区域内)、45%(居住誘導区域内等)

## 対象事業

### <市町村、市町村都市再生協議会>

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】  
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)\*、土地区画整理事業等

【提案事業】  
事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

### <民間事業者等>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設\*の整備  
-ただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



\*誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

## 施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

- ただし、次の市町村を除く\*1。
- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

\*1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

- なお、次の区域を施行地区に含むことができる。
- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画(以下「水辺まちづくり計画」という。)がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域\*2
- \*2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く)。
- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域\*3

\*3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

## ○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設等））	用地：1 / 3 工事：1 / 2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1 / 2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率 2 / 3

## ○ 地区要件

施行地区	事業メニュー①～③	事業メニュー④	事業メニュー⑤	事業メニュー⑥
	災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区	大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市	重点密集市街地	激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



備蓄倉庫



整備前



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



沿道建築物の不燃化 整備後

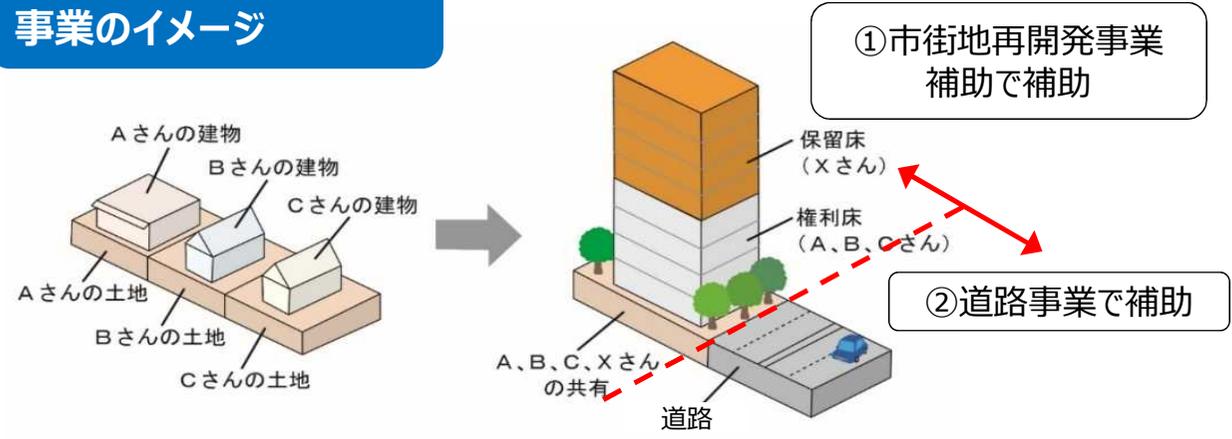
# 市街地再開発事業（現行制度）

## 1. 制度の目的

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う（都市再開発法 昭和44年施行）。

## 2. 事業の仕組み

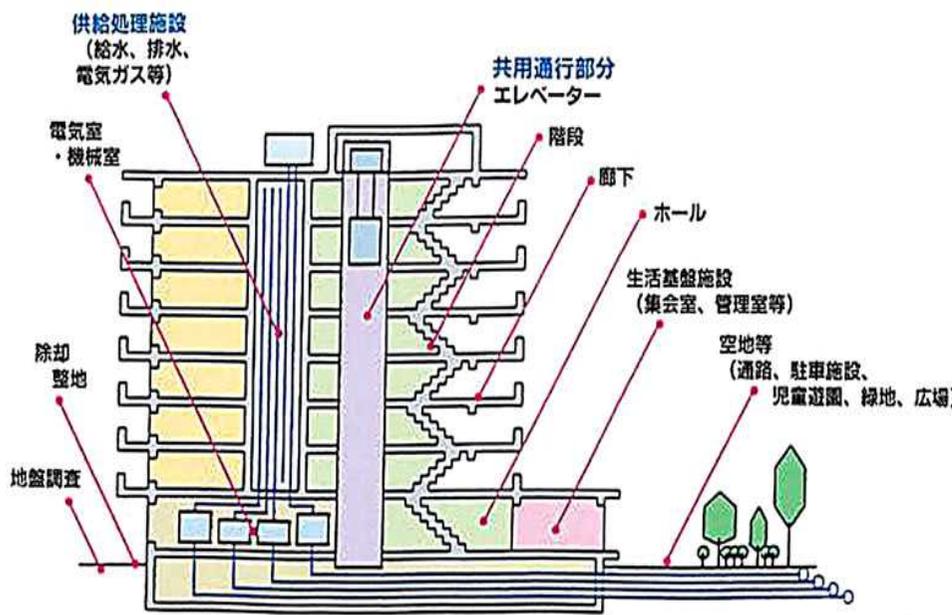
### 一般的な市街地再開発事業のイメージ



- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に権利変換により、置き換えられる（権利床）
- 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる

## 3. 交付対象及び国費率（社会資本整備総合交付金）

補助事業名	補助内容	負担割合		
		国	地方	施行者
①市街地再開発事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部 (調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費 等)	1/3等	1/3等	1/3等
②道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用 (用地費及び補償費、工事費、測量及び試験費 等)	1/2等	1/2等	—



共同施設整備費の対象のイメージ

予算成立・都市計画法改正後に制定予定

## ○事業概要

洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが高く、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設の枠組みを創設し、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を支援する。

## ○交付対象事業

- 1) 都市安全確保拠点整備計画の策定 ①計画作成費、②コーディネート費
- 2) 特定公益的施設の整備 (いずれも購入費を含む)

都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設における特定公益的施設のうち、以下の施設の整備を支援

-  **災害対応施設**(備蓄倉庫等)  
災害時の用にのみ供する施設(平常時:利用なし)
-  **特定避難支援施設**(医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等)  
災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設(平常時:公益的利用)  
(医療施設・社会福祉施設・子育て支援施設・高次都市施設は事業費30億円が上限)
-  **その他安全確保施設**  
災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し分

- 3) 公共施設の整備
- 4) 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化
- 5) 特定公益的施設(※)及び公共施設の用地取得 ①用地費、②補償費  
(※)特定公益的施設のみの建築物に限る

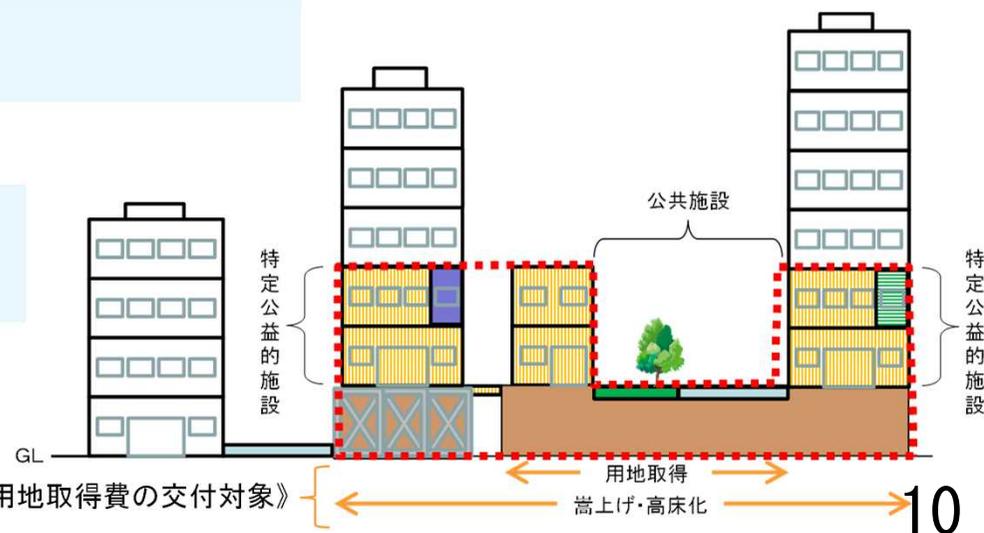
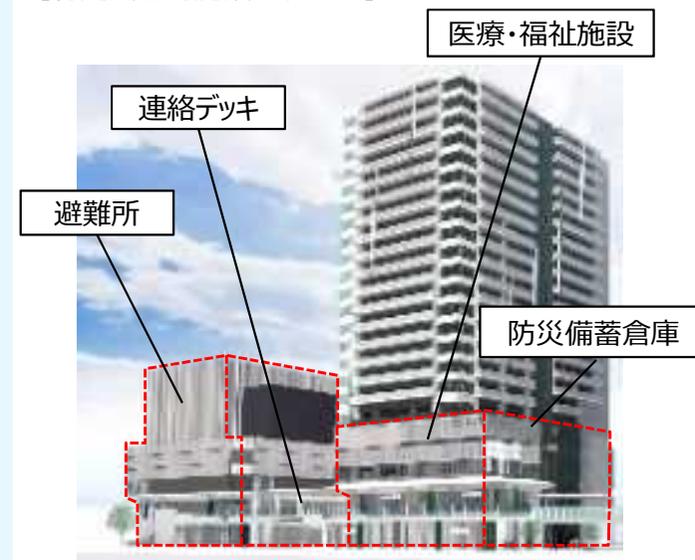
## ○地区要件

- ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内  
(DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域)
- ※1市区町村あたり10haまで

## ○交付対象事業者、基本国費率

- ・交付対象事業者: 地方公共団体(間接交付含む)
- ・基本国費率: 1/2(国)

【特定公益的施設のイメージ】



《嵩上げ・高床化、用地取得費の交付対象》

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設。

## 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

	建築物耐震対策緊急促進事業	災害時拠点強靱化緊急促進事業	一時避難場所整備緊急促進事業
目的	大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保	地震時の帰宅困難者等への対応	水害時の避難者への対応
対象建築物	耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等	地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等
補助対象等	<p>耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援</p>  <p>制振ダンパー</p>	<p>帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援</p>  <p>防災備蓄倉庫</p>	<p>避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の高上げ含む）、止水板等の整備に対する支援</p>  <p>電気設備の設置場所の高上げ</p>
補助率	民間事業者の場合 国1/3、地方1/3 等 地方公共団体の場合 国1/3 等	民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2	民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2
事業期間	令和3年度～令和5年度	令和3年度～令和5年度	令和3年度～令和5年度

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。(令和元年度時点:229地区)

## ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

### 都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用  
(道頓堀川／大阪市)



オープンカフェの設置  
(京橋川／広島市)

### 先進的な取組の情報提供



民間事業者の参加  
(信濃川／新潟市)



賑わい拠点の整備  
(木曾川／美濃加茂市)

## ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。  
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用  
(最上川／長井市)



親水護岸の利用  
(新町川／徳島市)

## ( 道路事業における社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の概要 )

社会資本整備総合交付金においては、民間投資・需要を喚起する道路整備により、ストック効果を高め、活力ある地域の形成を支援するとの考えの下、広域的な道路計画や災害リスク等を勘案し、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

防災・安全交付金においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業にそれぞれ特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

### 社会資本整備総合交付金

#### ストック効果を高めるアクセス道路の整備

駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備事業



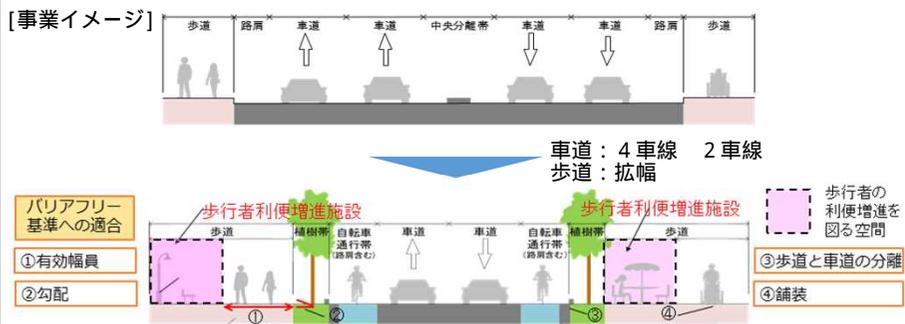
工業団地と供用時期を連携したアクセス道路の整備



駅の整備と供用時期を連携したアクセス道路の整備

#### 歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業

歩行者利便増進道路に指定された道路における歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業(立地適正化計画に位置付けられた区域内の事業に限る)



#### 道の駅の機能強化

全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」の機能強化  
子育て応援の機能強化  
広域的な防災拠点となる「道の駅」の機能強化



### 防災・安全交付金

#### 子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策

通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策

鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分



歩道拡幅・ユニバーサルデザイン化



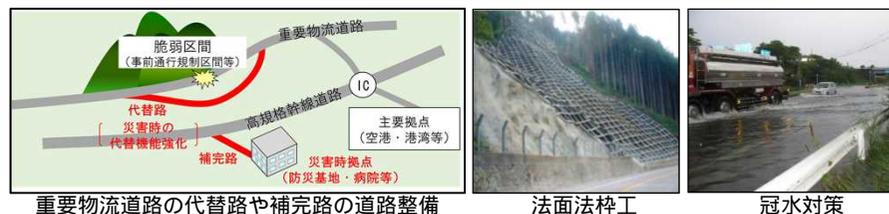
自転車通行空間の整備

自動運転技術を活用したまちづくり計画に基づく自動運転車の走行環境整備

#### 国土強靱化地域計画に基づく事業(防災・減災)

重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業



#### 適確な地震対策

高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震化(令和3年度まで)

# 都府県境道路整備補助制度の概要(R2新規補助制度)

## 制度の概要

都府県境を跨ぐ構造物の整備を伴う道路の整備について、計画的かつ集中的に支援するため、個別補助事業として計画的かつ集中的に支援を実施。

## 補助対象

・物資の流通、人の交流の活発化を促し地域集積圏間の交流を図るとともに、災害時の迅速な復旧活動や避難を支えることが期待される、都府県間を連絡する道路の整備事業。

## 事業要件

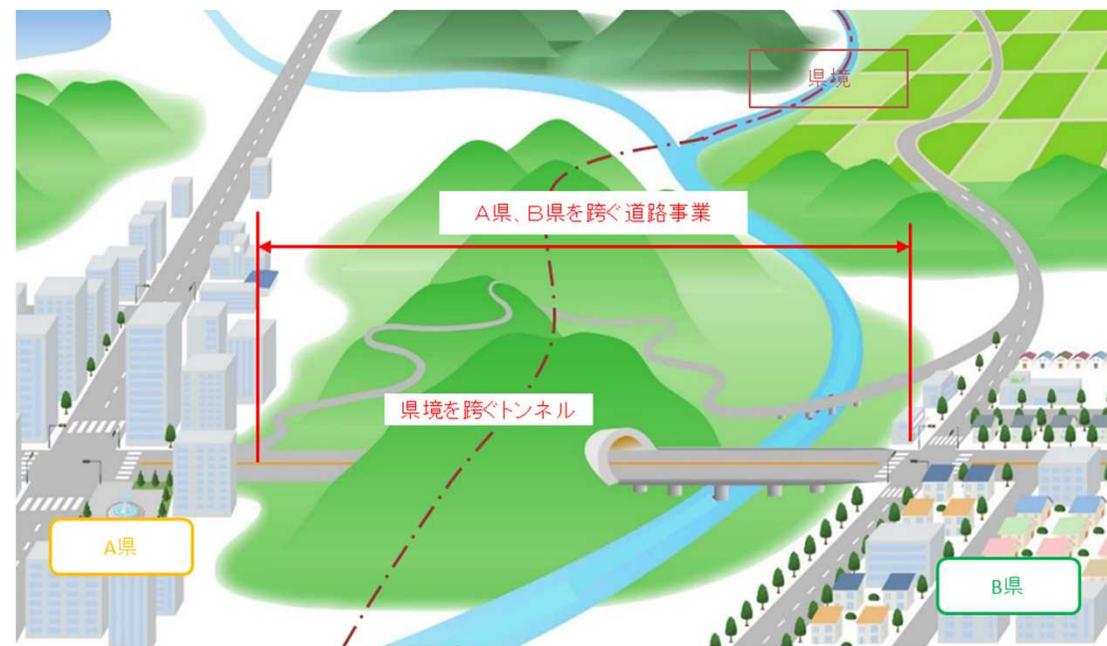
- ・都府県境を跨ぐ構造物の整備を伴う道路の整備であること
- 対象とする構造物：トンネル、橋梁

## 補助率

### ■現行法令に規定する補助率

- ・補助国道、都道府県道又は市町村道の改築  
・・・1/2
  - ・基幹道指定による嵩上げを行った場合  
・・・5.5/10
- (これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

## 事業のイメージ



# 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設(固定資産税)

高規格堤防整備事業により高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について税額を減税する。

## 施策の背景

- 高規格堤防は、首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積しているゼロメートル地帯等の低平地において、幅の広い緩傾斜の堤防として整備するものであり、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができる。さらに周辺住民等の避難場所として機能し、良好な都市空間・住環境が形成されるなど多面的な効果が発揮される。
- 高規格堤防の整備による水害リスクの軽減効果は、高規格堤防の整備区域のみならず周辺の住民等、更には我が国の社会経済活動等にも発揮するが、整備にあたっては整備区域内の多くの住民等の理解と協力が必要不可欠であり、住民等との合意形成の円滑化が事業推進の喫緊の課題となっている。このため、本特例措置の創設により、住民等との合意形成を円滑に進め、高規格堤防の整備を加速化するものである。

## 制度の概要

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税】

高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額する。

### 特例期間

3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)の特例措置を創設

#### 事業前

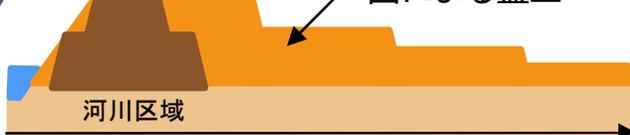
超過洪水等に対し  
堤防決壊の恐れ



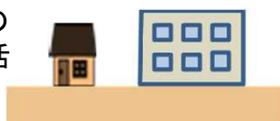
事業地外に仮移転  
(1回目の移転)

#### 事業中

国による盛土



仮移転先での  
数年間の生活



#### 事業後

堤防決壊による  
壊滅的な被害を防止



元の土地に戻る本移転  
(2回目の移転)

都施行の土地区画整理事業においては、移転に要する費用を補償するとともに、補償金に対する課税の特例のほか、移転のための助成制度、都営住宅のあっせん等の生活支援策を設けています。

### 移転のための助成

移転に当たっては、次のような助成制度を設けてます

#### 1 移転資金の貸付

区画整理事業で家が移転する際に資金が不足する方は、次の要件を満たし、資格審査に合格すれば借りられます

- ・ 借入金の返済能力が十分であること。
- ・ 移転資金の調達が困難と認められること。
- ・ 移転補償契約の対象者であること。
- ・ 移転補償契約締結から1年以内であること。
- ・ 連帯保証人がいること。
- ・ 第一順位の抵当権が設定できること。
- ・ 申込み時に60歳を超える場合は、同居人が連帯債務者になること(なお、完済時に80歳を超える方の収入は、返済対象収入に参入できません)
- ・ 現在と同種類・同規模の建物を建てること。  
.....など

#### 2 都営住宅のあっ旋

補償金により移転していただくことが原則ですが、自力での移転が困難な方については、都営住宅の入居基準に従い、この制度が利用できます。主な入居基準は以下のとおりです

- ・ 成人であること。
  - ・ 同居親族がいること(ただし、60歳以上で3年以上都内に居住している方は単身でも入居できます。)
  - ・ 世帯の所得(前年の所得)が定められた基準内であること。  
.....など
- ※ 都営住宅の入居基準の詳細は、「都営住宅募集のご案内」をご参照ください。